

# 福岡パーキング 駐車場利用規約

多田林産株式会社（以下「当社」といいます。）が管理する時間貸駐車場をご利用の際は、下記規定に従っていただきます。ご利用の際は、必ず規定の内容をご確認ください。

## 1. 契約の成立

当駐車場の利用者（以下「利用者」といいます。）は、この規定を承認の上、当駐車場を利用するものとし、本規約は、当駐車場施設への進入から退出までの間、利用者に適用されるものとしします。

## 2. 駐車スペースの提供

当駐車場は短期間駐車「場所」を有償（場内掲示の料金）にて提供することを目的としたものであり、車両を保管・管理するものではありません。また場内は自動車の駐車以外の用途には使用できません。

## 3. 免責

当社は、当駐車場内における車両もしくはその積載物の盗難、紛失又は毀損については、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き一切責任を負いません。

当社は、当駐車場の利用者が、駐車場の他の利用者もしくはその他の第三者の行為又は駐車場内に存在する車両、もしくはその附属物もしくは積載物に起因して被った損害、不正駐車による出庫妨害、その他当駐車場で発生した当社の責に帰し得ない事由に起因して被った損害について責任を負いません。

当社は、天災地変、自然災害、戦乱、暴動、その他不可抗力の事象発生に伴う損害について責任を負いません。

工事・催事などで交通規制があった場合などは、一般車両の入出庫に制限がある場合がございます。

## 4. 駐車時間

利用時間は入庫から最長 48 時間以内までとします。継続して 48 時間を超えて駐車しないでください。これを超える場合は事前に場内掲示の緊急連絡先へ連絡ください。

## 5. 駐車することができる車両

（1）当駐車場に駐車できる車両は、下記の基準に該当するものに限るものとし、これ以外の車両を駐車する事はできません。

・車両全長 5.1m以下 ・車両全幅 1.85m以下 ・タイヤ外幅 1.8m以下

- ・最高車両高 1.55m以下（ハイルーフは 1.68m以下）
  - ・最低車両高 11cm 以上
  - ・車両重量 2000kg 以下
- (2) 上記基準に該当する場合でも、下記の車両は駐車する事ができません。
- ・オートレベリング機能等を有し、車両高が変化する車両。
  - ・エアロパーツ及び改造パーツ装着車等、パレットとの接触により入出庫障害を起こすおそれがある車両。
  - ・無登録車、車検切れ車等、一般道路を走行することが禁じられている車両。
  - ・自動車登録番号に覆いがされ、又は取り外されている車両等、登録番号自動認識装置による読取りが困難な車両。
  - ・自動車登録事項の変更があるにもかかわらず変更登録手続きが済んでいない車両。
  - ・仮登録中の車両等、車体の特定が困難な車両。
  - ・危険物を積載している車両、その他駐車場の管理上支障のある車両。
- (3) (1) (2) の適用に際しては、車両の付属装着物及び積載物、乗員を含めての判断するものとします。
- (4) (1) の基準に該当しない車両のほか、自動二輪車、原動機付二輪車、小型特殊自動車は、駐車することができません。
- (5) 前各項に拘らず、暴力団、暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他の反社会的組織に属している者の駐車（利用）はお断りさせていただきます。

## 6. 駐車料金

- (1) 当駐車場の利用者は、駐車場に掲出した料金額及び料金体系により、駐車時間に応じた駐車料金をお支払いいただきます。
- (2) 駐車時間は、駐車場構内への入場時の発券から出場時の収券までの時間とします。
- (3) 駐車料金は、駐車場内に備付けの精算機に定められた方法にてお支払いください。
- (4) 駐車券を紛失した場合は、5千円を上限として駐車料金をお支払いの上、出庫頂きます。また、当社において、最長駐車時間を超えて駐車されたことを確認し、その駐車料金が上記金額を超えるときは、当該駐車料金全額をお支払いいただきます。

## 7. 駐車方法

当駐車場は、駐車場スタッフの指示に従い、示された駐車スペース内に駐車してください。駐車スペース以外の場所に駐車しないでください。

## 8. 利用上の禁止行為等

- ・飲酒運転禁止  
飲酒運転（薬物等を含む）による利用は禁止です。

- ・ 場内安全走行義務  
場内での走行は時速 8km 以下で徐行願います。また、他の車両・歩行者に十分ご注意ください。
- ・ 近隣等への迷惑な行為の禁止  
場内でのアイドリング・空ぶかし、大音量でのカーステレオ、乱暴なドアの開閉、夜間の大きな話し声はしないでください。また、場内は禁煙です。
- ・ 不衛生な行為の禁止  
場内へのゴミ（吸殻・空き缶・弁当あき箱・雑誌）の放置、立小便等不衛生な行為は一切禁止します。
- ・ 機器、施設に対する不要な行為の禁止  
駐車場利用者およびその関係者（同乗者含む）は、禁止されている場所に駐車ならびに立ち入りしたり、精算に必要以外の機器・施設類に許可なく手を触れたりしないでください。
- ・ 機器、施設を破損の場合の連絡義務  
機器、施設を破損させた場合は速やかに、場内掲示の緊急連絡先へご連絡ください。
- ・ 機器トラブルの際の連絡義務  
トラブルが発生した場合、約款内容を確認のうえ緊急連絡先へご連絡ください。利用者の判断により無理に入出庫されたことが原因で車が破損されても、当社では一切責任を負いかねます。また、出庫に際してお待ちいただく時間等の損害賠償も当社では負いかねます。
- ・ 場内看板、掲示物の内容遵守  
場内の注意看板、掲示物に記載されている内容を遵守してください。

## 9. 不正駐車

不正駐車（不正な入出庫および駐車）をした場合は、警察への通報、車両の他の場所へのレッカー移動等もしくはチェーン等で施錠させていただく場合があります。また、その場合の諸費用と正規駐車料金の他に違約金として5万円請求させていただきます。

なお、違約金および損害賠償（諸費用・駐車料金等）につきましては車両使用者（占有者）もしくは車両所有者に請求させていただきます。

以下の様な駐車方法は「不正駐車」とします。

- ・ 上記「4.駐車することができる車両」に違反した車両
- ・ 駐車料金の精算が完了せずに出庫、または出庫しようとした場合
- ・ 事前の連絡がなく 48 時間を超えた駐車
- ・ 駐車スペース以外に停めた駐車。

## 10. 放置車両の取扱い

- (1) 当社への届出を行うことなく7日間を超えて車両を駐車している場合、当社は、これらの利用者に対して、駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができるものとします。
- (2) (1)の場合において、利用者が、車両の引取りを拒みもしくは引取ることができないとき又は当社の過失なくして利用者を確認することができないときは、当社は、車両の所有者等(自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。)に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより、当社が指定する日までに車両を引取することを請求することができるものとします。この場合、利用者は、当該車両の所有者等への引渡時に一切の権利を放棄したものとみなし、当社に対して車両の引渡請求、又はその他事情のいかんを問わず何らの異議を申し立てないものとします。
- (3) (1)(2)の請求を書面により行ったにもかかわらず、当社が指定する日までに車両の引取りがなされないときは、当社は、車両の所有者等が引取りを拒絶したものとみなすことができるものとします。
- (4) 当社は、(1)の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、当社の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わないものとします。
- (5) 当社は、(1)の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両(車内を含む。)を調査することができるものとします。
- (6) 当社は、(1)の場合において、管理上支障があるときは、駐車場において掲示して予告した上で、車両を他の場所に移動することができるものとします。
- (7) 当社は、所有者等が車両を引取することを拒み、もしくは引取ることができず、又は当社の過失なくして所有者等を確認することができない場合であって、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示することにより期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3ヶ月を経過した後、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。この場合において、車両の時価が売却に要する費用(催告後の車両の保管に要する費用を含む。)に満たないことが明らかである場合は、所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができるものとします。
- (8) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、遅滞なくその旨を所有者等に対して通知し、又は駐車場において掲示するものとします。
- (9) 当社は、(7)の規定により車両を処分した場合は、処分によって生じる収入から、

駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用があればこれを控除し、なお不足があるときは所有者等に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを所有者等に返還するものとします。

#### 1 1. 利用者の賠償責任

当駐車場の利用者が本規定もしくは駐車場内に掲出された規定に違反した場合又は故意もしくは過失により駐車場の設備もしくは機器を破損した場合は、それにより当社が被った損害（その結果駐車場の全部又は一部を休業しなければならない場合は、それにより喪失した営業利益を含む）を賠償していただきます。

#### 1 2. 本規約等の変更

当社は、当駐車場の利用者の事前の承諾なしに、本規約及び駐車場の各規定について、その変更内容を当社のホームページに掲載する方法又は当該変更内容に照らし適切な方法で、当駐車場の利用者に告知することにより変更することがあります。この場合の変更の効力は、当社のホームページに掲載した効力発効日又は適切な告知方法において明示した効力発効日より生ずるものとします。

本利用規約は 2022 年 7 月 31 日から適用されるものとします。

2022 年 7 月 31 日制定